

知って当たり前

介護ガイド帳



上原喜光

介護で一番厄介な存在に……

は、金銭負担や拘束時間「ちゃんと、散歩に連れ
でもなく、身内です。」「行ってるのか？」

先日、父親の介護をし 持参した1000g18
ているA氏から「もう疲 00円の松阪牛をA氏に
れました」と相談を受け 手渡し、2時間もすれば
ました。彼は、末っ子の すつきりした顔で引き揚
次男坊。長男と姉に代わ げていくそうです。毎
って実家で母親と同居し 日、介護の現実を突きつ
ています。 けられているA氏は、た
まに、月に1度ほど まりません。野放図な彼
実家を訪れ、小言を言う らを殴りつけたくなるそ
うです。 兄弟だそうです。

「また、煮魚なの。お父
さんは、お肉が好きなの
私にも経験があります

介護していないなら、口も出さない



が、たまに来た家族が 血族及び兄弟姉妹は、互
「お父さん、ちゃんと眠 いに扶養をする義務があ
れてる？」と聞くと、親 る」と定めています。本
もついつい、「テレビの 来であれば、介護にか
音がねえ」なんて愚痴を わる諸費用負担も折半が
こぼす。それをもって、 前提。好きな時間に来
鬼の首でも取ったように て、好きなことを言っ
言われたら、次男坊の立 帰る。風呂にも入れたこ
つ瀬はありません。 とがないのだから、口も
民法877条は「直系 挟まないのが筋です。

もうすぐGWです。帰
省の際、「いい介護本が
あるから読んでおけよ」
なんて、知識をひけらか
してはいけません。「い
つも、ありがとう」。こ
れでいいのです。

(全国介護者支援協議会
会長)